

令和3年個人情報保護法抜本的改正の自治体（個人情報保護条例）への影響の調査を実施しました。 （頑張る名古屋市～令和3年改正個人情報保護法への取り組み）

情報問題対策委員会 委員 加藤 光 宏

1 背景～個人情報保護基準の全国統一

名古屋市は、かつて先進的な個人情報保護条例を有していたことをご存じだろうか。例えば、いわゆるセンシティブな個人情報については、「要注意情報」としてその保護を図っていた。また、個人情報の目的外利用や第三者提供について厳格な条件を設けて、例外的な利用等を認める場合でも、名古屋市個人情報保護審議会（以下、「審議会」）の意見を聴くことを必要としていた。

「かつて」と書いたのは、令和3年の個人情報保護法の改正（以下、「改正法」）によって、各自治体の個人情報保護条例は大きな影響を受け、名古屋市も条例における規定の変更を余儀なくされたからだ。

理由は、改正法が、自治体も含め、公的部門の個人情報保護法制を個人情報保護法5章の「行政機関等の義務等」に一本化し、法と異なる条例の規制を設けることを許さなくなったことにある。これにより、名古屋市のように、個人情報の目的外利用や第三者提供などについて事前に審議会の意見を聴取して判断することを内容とした、旧条例の個人情報保護に関する定めも廃止の憂き目に遭った。個人情報の保護のレベルが引き下げられる結果となったのだ。それでも規制の統一化が図られたのは、防災や福祉など複数の自治体や国が連携して対応する分野において個人情報を適切かつ迅速に共有すること、デジタル化において自治体間での情報の流通をやすくすることなどの趣旨だと言われている。

2 自治体へのアンケート

当委員会では、改正法による条例への影響

を調査するため、愛知県内の39の自治体（県及び全38市）に対してアンケート調査を行った。工夫をこらして、個人情報保護法で与えられる全国統一基準以上の個人情報の保護を図ろうとしている自治体もあるのではないかと考えたからである。

3 名古屋市への聴き取り

アンケート調査の結果、改正法にそのまま従う自治体が多い中、名古屋市は、改正法を遵守しながらも、従前の審議会の機能を少しでも残そうとするなど工夫が見られた。そこで、当委員会は、2月12日、名古屋市（スポーツ市民局市政情報課）と個人情報保護についての意見交換会を行った。

特筆すべきは、やはり審議会の関与である。改正法下でも審議会の機能を維持するため、従前ならば審議会への意見聴取を要することとなる事案（要注意情報の取得、本人外取得、及び電子計算機の結合等）につき、市長と協議ないし報告（実務上は、個人情報保護制度の所管部署（同局市政情報課）に協議（報告）書を提出する）をした上で個人情報を取り扱うものとし、審議会に事後報告することとした。改正法も審議会への事後報告は禁じておらず、審議会は、事後報告を受けることにより、監査的な役割を担うことができ、不適正な取扱いに係る是正の機会を確保することが可能となる。

4 他の自治体への期待

アンケート結果は、名古屋市との意見交換のまとめとともに各自治体に配布する予定だ。これが各自治体の参考になればと思う。